

未来のために～みんながやさしきでつながるまち～

習志野市

令和5年12月12日

本市独自、所得制限なし、

子育て世帯への「新生活スタート応援臨時給付金」について

昨年から続く物価高騰に加え、子どもの進学等で特に家計負担が増えると考えられる年長児、小学6年生および中学3年生の児童を養育する世帯への支援として、給付金を支給する意向を表明します。財源は国の地方創生臨時交付金を活用し、本市独自の事業として実施する予定です。

*本日、市議会に議案第86号 令和5年度習志野市一般会計補正予算(第6号)として提案します。

1 対象児童・人数(令和5年度現在)

令和5年11月末日時点で本市に住民登録がある、

- ・平成20年4月2日～平成21年4月1日に出生した児童(中学3年生 約 1,560 人)
- ・平成23年4月2日～平成24年4月1日に出生した児童(小学6年生 約 1,630 人)
- ・平成29年4月2日～平成30年4月1日に出生した児童(年長児 約 1,440 人)

合計 約 4,630 人

2 支給額

対象児童1人あたり3万円

3 支給対象者

上記の対象児童を養育する保護者等 ※保護者の所得制限なし

4 支給方法・支給時期

A. 本市から、児童手当、「子どもの成長応援臨時給付金(県外転入児童含む)」、「未就学児子どもの成長応援臨時給付金」のいずれかを受給した世帯 ⇒申請不要、1月下旬振込予定

B. Aを受給していない世帯 ⇒要申請。必要な手続きを経て2月下旬または3月下旬振込を想定

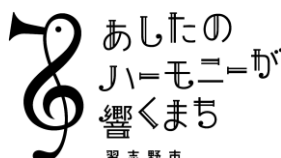
5 申請期間(予定)

令和6年1月4日(木)～2月22日(木)必着

6 事業総額

事業費 138,870 千円、事務費 8,487 千円

合計 147,357 千円



問合せ先
こども部子育て支援課
電話：047-453-9203